平成 31 年・令和元年著作権法 関係裁判例紹介





会員·弁護士 **伊藤** 真 会員·弁護士 **力.田 憲和**

— 要 約 —

平成31年・令和元年(暦年)における著作権法関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された62件のうち重要な争点、判断を含むと思われる11件を紹介する。コンタクトレンズ販売店のチラシの著作物性が否定された判決①②(コンタクトレンズ販売店チラシ事件、同控訴審判決)やコンセプチュアル・アートの著作物性を肯定しつつ複製・翻案該当性を否定した判決⑦(金魚電話ボックス事件)、リーチサイトの管理運営者に対して実刑が下された刑事事件判決⑪(「はるか夢の址」刑事事件)など興味深い判決が見られた。

目次

- 第1 著作権法関係裁判例の概況
 - 1 事件数
 - 2 裁判所や事件種別
- 第2 著作物性(創作性)の有無が争いとなった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ① 大阪地判平成 31 年 1 月 24 日 【コンタクトレンズ販売店チラシ事件】
 - ② 大阪高判令和元年 7 月 25 日 【コンタクトレンズ販売店 チラシ事件控訴審判決】
 - ③ 東京地判平成 31 年 2 月 28 日【INTERCEPTER フォント事件】
 - ④ 大阪地判令和元年5月21日【でんちゅ~事件】
 - ⑤ 東京地判令和元年5月15日【模試解説動画事件】
 - ⑥ 東京地判令和元年 6 月 18 日【BAOBAO 事件】
 - ⑦ 奈良地判令和元年7月11日【金魚電話ボックス事件】
- 第3 著作者の認定などが争いとなった事案
 - 1 概略
- 第4 複製ないし翻案該当性が争いとなった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ⑧ 東京地判平成31年2月28日【スピードラーニング DVD事件】
 - ⑨ 知財高判令和元年 10 月 10 日【スピードラーニング DVD 事件控訴審判決】
 - ⑩ 大阪地判平成31年4月18日【眠り猫イラスト事件】
 - ⑦ 奈良地判令和元年7月11日【金魚電話ボックス事件】
- 第5 公衆送信権侵害が問題となった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ① 大阪地判平成31年1月17日【「はるか夢の址」刑事

事件】

第6 損害額が争いとなった事案

1 概略

第1 著作権法関係裁判例の概況

1 事件数

裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/)の「裁判例情報」中の知的財産裁判例集の検索において.

「裁判年月日」 平成 31 年 1 月 1 日~令和 1 年 12 月 31 日 (期間指定)

「全 文」 著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ、68件の裁判例がヒットした(1)。さらに、

「裁判年月日」 平成 31 年 1 月 1 日~令和 1 年 12 月 31 日 (期間指定)

「権利種別」 著作権

という条件で検索したところ,上記 68 件の裁判例と 重複しない裁判例はなかった。これら 68 件の裁判例 から著作権関連事件ではない 14 件を除外すると 54 件 (a) が残った。

また、裁判所ウェブサイトの「裁判例情報」の総合 検索においても同様の検索を行ったところ、上記 68 件の裁判例と重複しない裁判例として 8 件(b) が存 在した。

第2以下では、上記(a)54件の裁判例の中から選

んだ重要な争点,判断を含む9件及び上記(b)8件の中から重要と思われる裁判例2件について,各争点ごとに分類し,紹介を行う。なお,本文中の裁判例で事件名をゴシックで表記したものは平成31年・令和元年の裁判例である。また,本稿における画像は,特に注記したものを除きいずれも上記知的財産裁判例集から引用した。

2 裁判所や事件種別

本報告対象の54件(これに追加した2件は括弧内に記載)における裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 32件
- ・大阪地方裁判所 7件(1件)
- · (奈良地方裁判所) (1件) (地裁事件合計 39件(2件))
- ·知的財産高等裁判所 12件
- · 大阪高等裁判所 3件 (高裁事件合 計 15 件)

であった。

なお,54件のうち17件は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(いわゆる「プロバイダ責任制限法」)4条1項に基づく、発信者情報開示請求事件であった。

第2 著作物性(創作性)の有無が争いとなった 事案

1 概略

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう(2条1項1号)。この「創作的」(創作性)とは、作品に何らかの知的活動の成果、つまりクリエーティブなものがあることをいうとされる⁽²⁾。この点に関する本年度の裁判例としては**音楽雑貨専門店ウェブサイト写真盗用事件**⁽³⁾があり、商品用写真について著作物性を認めた。

著作権法は、プログラムを著作物として例示した (10条1項9号)上で、「電子計算機を機能させて の結果を得ることができるようにこれに対する指令を 組み合わせたものとして表現したもの」 (2条1項10号の2)と定義する。プログラムには、「指令の組み合わせ方等に作成者の個性が現れ」(4)るものの、プログラム言語の体系やコンピュータを効率的に機能させる見地から、指令の組み合わせは選択の余地が限ら

れ、表現の幅には限定がある。電車線設計用プログラム事件⁽⁵⁾では、「プログラムの具体的記述が、誰が作成してもほぼ同一になるもの、簡単な内容をごく短い表記法によって記述したもの又は極くありふれたものである場合」や「特定の機能を果たすプログラムの具体的記述が、極くありふれたものである場合」は、「作成者の個性が発揮されていないものとして、創作性がない」と判示している。この点に関する本年度の裁判例としては、でんちゅ~事件(④)がある。

また、著作権法は、「編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」(12条1項)として編集著作物が著作物となることを明示している。

タイプフェイスの著作物性については、ゴナ書体事件上告審判決⁽⁶⁾が「印刷用書体がここにいう著作物⁽⁷⁾に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と判示している。この点に関する本年度の裁判例としては、INTERCEPTERフォント事件(③)がある。

応用美術の著作物性については、2条2項が「『美 術の著作物』には、美術工芸品を含むものとする。」 と定めるのみであることから、これを限定的に解する か、例示的に解するかが問題となる。TRIPP TRAPP 事件控訴審判決(8)はこのいずれの立場もとらず、「例 示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっ ても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすも のについては、『美術の著作物』として、同法上保護 されるものと解すべきである。」と判示したが、批判 も少なくない。この点に関する本年度の裁判例として は、BAOBAO 事件(⑥) や眠り猫イラスト事件(⑩) がある。BAOBAO事件(⑥)では、ショルダーバッ グ、携帯用化粧道具入れ等について、著作物性を否定 した。また、眠り猫イラスト事件(⑩)では、原告が 制作したイラストを改変してプリントしたTシャツ の販売について、原告が創作した美術の著作物を用い たTシャツを販売したにすぎないとして、応用美術 に属するとの被告の主張を排斥した。

以下では、コンタクトレンズ販売店チラシ事件 (①), 同事件控訴審判決(②), INTERCEPTER フォ ント事件(③), でんちゅ~事件(④), 模試解説動画 事件(⑤), BAOBAO 事件(⑥) 及び金魚電話ボッ クス事件(⑦) を紹介する。

2 判例紹介

① 大阪地判平成31年1月24日【コンタクトレンズ販売店チラシ事件】

(平成 29年 (ワ) 第6322号) 「第26部]

② 大阪高判令和元年7月25日【コンタクトレン ズ販売店チラシ事件控訴審判決】

(平成31年(ネ)第500号)[第8部]

[事案の概要]

原告と被告は、いずれもコンタクトレンズ販売店を 経営する会社であるが、被告は原告に対しコンタクト レンズ販売店の運営を委託するなどの関係があり、原 告は第三者に制作委託するなどしてチラシ(本件チラ シ)を制作した。同運営委託契約が解除された後に被 告が作成したチラシ(被告チラシ)について、原告 は、本件チラシに係る著作権(複製権及び翻案権)及 び著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)を侵 害するなどと主張して損害賠償を求めた。

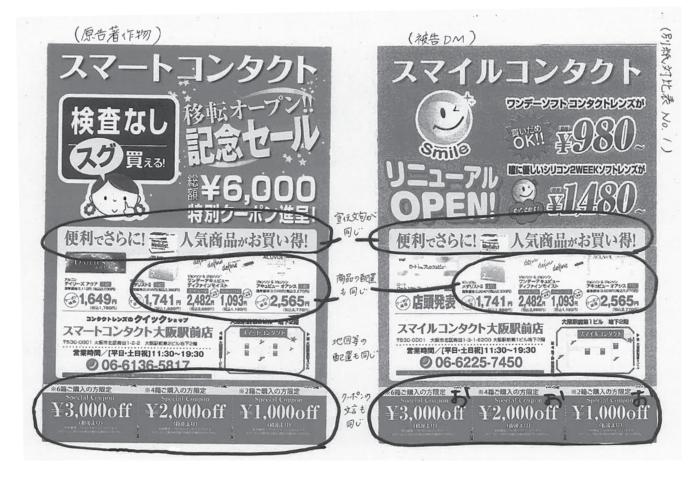
[判旨]

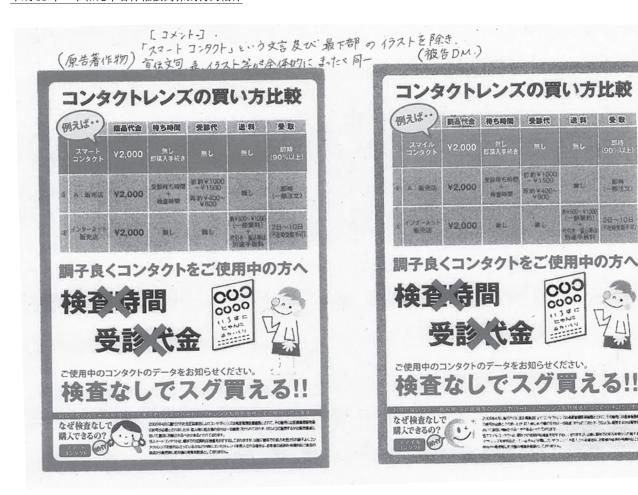
(1) ①事件

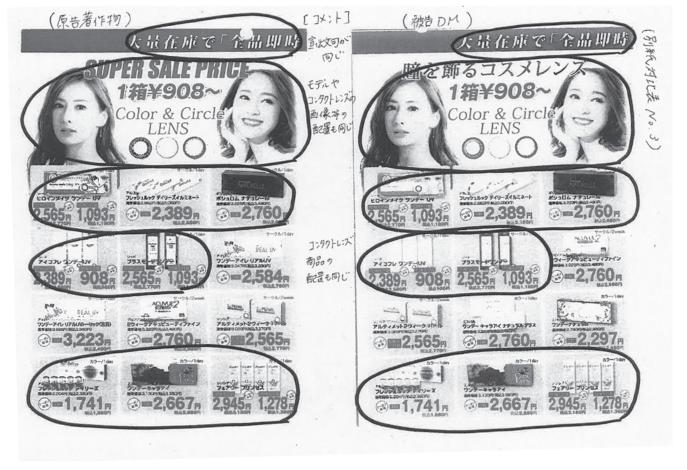
請求棄却。

原告が本件チラシの表現のうち(a) 宣伝文句(キャッチフレーズ),(b)「コンタクトレンズの買い方比較」という表,(c)「なぜ検査なしで購入できるの?」という箇所の説明文言の3点については創作性があると主張していることから,(a)~(c)のそれぞれについて検討を行った。そして,(a)はありふれた表現方法であることなど,(b)は表現方法の選択の幅がそれほど広いとは認められないし,マトリックス形式でまとめるのはありふれた手法に過ぎないことなど,(c)はビジネスモデルの客観的な背景や方針をそのまま文章で記載したものにすぎないことなどから、表現方法に何らかの工夫がみられるわけでもないこと、という理由付けにより,(a)~(c)の各記載について創作性を否定した。

さらに、原告は上記(a)~(c)等の組み合わせに 著作物性が認められるべきとも主張しているところ、 (a)ないし(c)の組み合わせについては、説明文と キャッチフレーズと表形式のもの組み合わせることそ れ自体は特徴的な手法とは認められないことなどを理

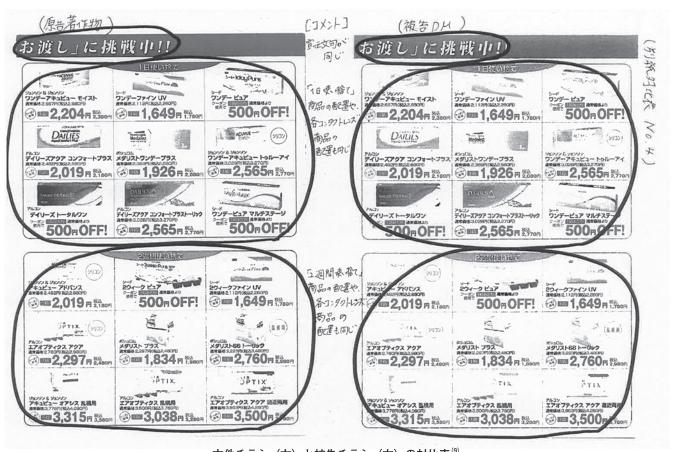






(号)旅河北表

No. 2



本件チラシ(左)と被告チラシ(右)の対比表(9)

由として、創作性を否定した。また、イラストとの組み合わせについても、ありふれた表現方法にすぎず、 創作性は認められないとした。さらに、商品の配列等 についても、コンタクトレンズ販売店の広告としてあ りふれたものであると認められるとして、創作性を否 定した。

以上の理由より,本件チラシの著作物性を否定 した。

(2) ②事件

控訴棄却。

「本件チラシは、著作権法2条1項1号にいう『(思想又は感情を)創作的に表現したもの』という要件を欠くから著作物に該当しない」と判示した。

[考察]

本件では、原告が本件チラシの著作物性について、上記の (a) \sim (c) の3箇所それぞれが創作性を有する表現であり、それぞれに著作物性が認められるべきであるし、また、仮にこれらに著作物性が認められなかったとしても、これら3箇所の組み合わせ、又はさらにイラストを組み合わせた箇所には著作物性が認め

られる旨を主張した。本判決は本件チラシの著作物性を否定したが、対比表の2枚目はほぼデッドコピーであり、これについても著作権侵害を否定する結果となるのは、著作物性を認めるハードルがかなり高いように思われ、東京弁護士会知的財産権法部の発表においても同様の意見が見られた。また、前述の原告の構成の他に、本件チラシ全体を一つの著作物として、美術と文言の結合した著作物、編集著作物として構成することも可能だったと思われる。著作物性に関する事例判決として注目される。

③ 東京地判平成 31 年 2 月 28 日【INTERCEPTER フォント事件】

(平成 29 年(ワ) 第 27741 号) [第 47 部] [事案の概要]

原告は、タイプフェイス「INTERCEPTER」(カタカナ及びアルファベット。本件タイプフェイス)を制作していたところ、被告が配給上映した映画の予告編やパンフレット等に本件タイプフェイスの一部を無断で利用したことから、これが著作権(複製権の主張と解される)侵害にあたるとして、損害賠償を求めた。

アイウエオ カキワケコガギグザブ サシふセンザンぶせど タチツテトダチッテド

「INTERCEPTER-KATAKANA」の一部

[判旨]

請求棄却。

タイプフェイスの著作物性についてゴナ書体事件上 告審判決の判旨を引用した上で、判断対象となる文字 について「複製権等の侵害の成否は、現に複製等がさ れた部分に係る著作物性の有無によって判断すべきで あること、タイプフェイスは各文字が可分なものとし て制作されていることからすれば、被告により現に利 用された文字につき著作物性を判断するのが相当であ る。したがって、以下では本件タイプフェイスのう ち、被告により利用された文字に限って判断する。」 と判示した。

そして、基本的に本件タイプフェイスに類似するタイプフェイスが存在するとした上で、「シ」「ッ」及び濁点の各文字について、「2つの点をアルファベットの『U』の字に繋げた形状にしている点において従来のタイプフェイスにはない特徴を一応有しているということはできる。」としつつ、「2つの点が繋げられた形状のタイプフェイス(中略)の存在を考慮すれば、顕著な特徴を有するといった独創性を備えているとまでは認めがたい。」として、「本件タイプフェイスが、前記の独創性を備えているということはできないし、また、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているということもできない」と判示して、本件タイプフェイスの著作物性を否定した。

[考察]

本判決は、ゴナ書体事件上告審判決の示した判断基準をあてはめる対象を被告により現に利用された文字に限定する旨を判示した上で、具体的な判断を示し

た。ゴナ書体事件上告審判決の示した判断基準には、「現実に当てはまる書体を想定していないならば要件の提示は無意味である。」との批判もなされているところ⁽¹⁰⁾、要件を充足するタイプフェイスが存在する可能性を示した事例判決として注目される。

④ 大阪地判令和元年5月21日【でんちゅ~事件】(平成28年(ワ)第11067号)[第21部][事案の概要]

システムエンジニアである原告は、被告が配布している注文管理及び商品管理のためのソフトウェア「でんちゅ~」(被告プログラム)が以前原告が開発したプログラム(原告プログラム)を複製又は翻案したものであるとして、被告プログラムの複製、販売、配布が原告プログラムについての著作権(複製権、翻案権ないし譲渡権)を侵害すると主張して差止等を求めた。

[判旨]

請求棄却。

プログラムの著作物性について「プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち、表現上の創作性が表れていることを要するといわなければならない(前掲知財高裁平成24年1月25日判決)。」とした上で、原告プログラムについて、新規なものであること、かつソースコードが印刷すると1万頁を越える分量であって、相応に複雑なものであること、原告の創

作性が認められる可能性がある部分があることを認めた。

その上で、「コンピュータに対する指令(命令文) の記述の仕方の中には、 コンピュータに特定の単純な 処理をさせるための定型の指令、その定型の指令の組 合せ及びその中での細かい変形。コンピュータに複雑 な処理をさせるための上記定型の指令の比較的複雑な 組合せ等があるところ、単純な定型の指令や、特定の 処理をさせるために定型の指令を組合せた記述方法等 は、一般書籍やインターネット上の記載に見出すこと ができ、また、ある程度のプログラミングの知識と経 験を有する者であれば、特定の処理をさせるための表 現形式として相当程度似通った記述をすることが多く なるものと考えられる(乙12,被告代表者)。」「そう すると、ソースコードに創作性が認められるというた めには、上記のような、定型の指令やありふれた指令 の組合せを超えた、独創性のあるプログラム全体の構 造や処理手順、構成を備える部分があることが必要で あり、原告は、原告プログラムの具体的記述の中のど の部分に. これが認められるかを主張立証する必要が ある。」と判示して、原告が指令の組合せの選択の幅 や原告の個性の発現である記述について具体的に主張 立証しないこと、むしろ使用されている指令の組合せ の多くは一般的に使用されている指令であること.独 創的な表現形式を採る余地のないものであること. イ ンターネット上に使用例が公開されているものも多い ことを指摘し、創作性に関する原告の立証がなされて いない旨を判示して原告の請求を排斥した。

「考察]

本判決は、混銑車自動底流ブレーキ及び連結解放装置プログラム事件(11)の判断基準を示した上で、ソースコードの創作性につきより敷衍した判断基準を判示し、当事者の主張立証内容を詳細に検討して原告プログラムの創作性が認められないとした。本判決の判断基準に照らせば、原告が指令の組合せの選択の幅や原告の個性の発現である記述について具体的に主張立証していれば、異なる結論となった可能性はあったものと思われる。プログラムの著作物性が争点になった際の主張立証に関して参考となる事例として注目される。

(平成 30 年 (ワ) 第 16791 号) [第 40 部]

[事案の概要]

中学受験の学習塾等を経営する原告が公開模試を行い、模試の問題(本件問題)及び解説(本件解説)を作成したところ、同様に学習塾を経営する被告が、公開模試終了の1時間後に、インターネット上の動画で本件問題についての解説を行った(被告ライブ解説)。原告は、被告が本件問題及び本件解説を複製して利用し、またインターネット上で動画配信したとして、複製権侵害及び翻案権侵害を主張して動画配信の差止等を求めた。

なお、本件の控訴審⁽¹²⁾では、控訴人(原告)は、 被告ライブ解説の翻案該当性につき補充主張を行った が、控訴棄却とされた。

[判旨]

請求棄却。

(1) 本件問題及び本件解説の著作物性について

「国語の問題を作成する場合において,数多くの作品のうちから問題の題材となる文章を選択した上で,当該文章から設問を作成するに当たっては,題材とされる文章のいずれの部分を取り上げ,どのような内容の設問として構成し,その設問をどのような順序で配置するかについては,作問者が,問題作成に関する原告の基本方針,最新の入試動向等に基づき,様々な選択肢の中から取捨選択し得るものであり,そこには作問者の個性や思想が発揮されているということができる。」とした上で,本件問題を編集著作物に該当すると判示した。また,本件解説についても,言語の著作物に該当するとした。

(2) 複製又は翻案該当性について

被告が自ら本件問題及び本件解説を複製したと認めるに足りる証拠はないこと,仮に保護者または生徒が本件問題等を複製して被告に交付したとしても,直ちに被告自身が複製を行ったと同視することはできないとして,被告による複製権侵害を否定した。

また、被告ライブ解説においては、本件問題の画像を表示せず口頭で本件問題を読み上げることもしていないことから、被告ライブ解説が本件問題を翻案したものにあたらないとした。

さらに、本件解説と被告ライブ解説とでは、表現が

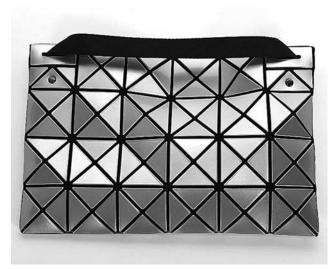
共通する部分はほとんどないことから、被告ライブ解 説は本件解説を翻案したものにはあたらないとした。

[考察]

本件は、中学受験の国語の模擬試験問題について編集著作物に該当すると判示したものである。国語の試験問題は、題材とされる文章(一部が作問者により空欄にされたり、横線が引かれたりすることもある。)や設問の文章が複数配置されることにより構成されるものであるところ、その選択と配列に作問者の個性や思想が発揮されているとの判断は妥当と言えよう。また、被告ライブ解説においていかに受験生に本件問題や本件解説を想起させたとしても、それらの具体的表現を用いていない以上、複製ないし翻案該当性は否定されるべきであり、本判決の判断は妥当と言えよう。事例判決として注目される。

⑥ 東京地判令和元年6月18日【BAOBAO事件】(平成29年(ワ)第31572号)[第46部]「事案の概要〕

原告らは、三角形のピースを敷き詰めるように配置することなどからなる鞄等(トートバッグ、ショルダーバッグ、携帯用化粧道具入れ等)の形態は、原告イッセイミヤケの著名又は周知の商品等表示であり、また同形態には著作物性が認められると主張して、被告による上記携帯と同一又は類似の商品の販売行為について、不正競争防止法(2条1項1号又は2号)違反及び著作権(複製権又は翻案権)侵害を根拠として、差止及び損害賠償等を求めた。



原告商品1の外観(13)

[判旨]

不正競争防止法違反を根拠として,一部認容(著作権侵害は否定)。

応用美術の著作物性について「実用目的で工業的に製作された製品について、その製品を実用目的で使用するためのものといえる特徴から離れ、その特徴とは別に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できないものは、『思想又は感情を創作的に表現した美術の著作物』ということはできず著作物として保護されないが、上記特徴とは別に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できる場合には、美術の著作物として保護される場合があると解される。」と判示した。

その上で、原告商品1ないし6について、「原告ら が美的鑑賞の対象となる美的特性を備える部分と主張 する原告商品1ないし6の本件形態1は、鞄の表面に 一定程度の硬質な質感を有する三角形のピースが 2mm ないし 3mm 程度の同一の間隔を空けて敷き詰 めるように配置され、これが中に入れる荷物の形状に 応じてピースの境界部分が折れ曲がることにより様々 な角度がつき、荷物に合わせて鞄の外観が立体的に変 形するという特徴を有するものである。ここで、中に 入れる荷物に応じて外形が立体的に変形すること自体 は物品を持ち運ぶという鞄としての実用目的に応じた 構成そのものといえるものであるところ、原告商品に おける荷物の形状に応じてピースの境界部分が折れ曲 がることによってさまざまな角度が付き、鞄の外観が 変形する程度に照らせば、機能的にはその変化等は物 品を持ち運ぶために鞄が変形しているといえる範囲の 変化であるといえる。上記の特徴は、著作物性を判断 するに当たっては、実用目的で使用するためのものと いえる特徴の範囲内というべきものであり、原告商品 において、実用目的で使用するための特徴から離れ、 その特徴とは別に美的鑑賞の対象となり得る美的構成 を備えた部分を把握することはできないとするのが相 当である。」として、著作物性を否定した。

[考察]

応用美術の著作物性については、「我が国の裁判例においては、さまざまな表現が用いられながらも、結局のところ、意匠法の存在を理由として、応用美術の著作物性を認めるためには通常より高度な創作性が必要だとする段階理論的解釈が見受けられるように思わ

れる」⁽¹⁴⁾との指摘がなされている。近年では,TRIPP TRAPP 事件控訴審判決,ファッションショー事件控訴審判決⁽¹⁵⁾,スティック型加湿器事件控訴審判決⁽¹⁶⁾,ゴルフシャフト事件控訴審判決⁽¹⁷⁾といった一連の知財高裁判決が存在するが,応用美術について高度の美的特性までは要求しないとした上で,結論としては著作物性を否定するものが多いといえよう⁽¹⁸⁾。本判決は,ファッションショー事件控訴審判決と同様に実用目的に必要な構成を分離して創作性の有無を検討するとした上で,原告らが美的鑑賞の対象となる美的特性を備える部分と主張する形態について,実用目的で使用するためのものといえる特徴の範囲内であるとして,原告商品の著作物性を否定した。事例判決として注目される。

⑦ 奈良地判令和元年7月11日【金魚電話ボックス事件】

(平成 30 年 (ワ) 第 466 号) [民事部] [事案の概要]

原告は、一般的な電話ボックスを模した形状の造作物内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせているという芸術作品(原告作品)を制作していたところ、被告組合及び地域活性化を目的とする団体 A の代表者である被告 B が、同様の芸術作品(被告作品)を制作して展示した行為が複製権、同一性保持権及び氏名表示権を侵害していると主張して、制作の差止及び損

害賠償等を求めた事案である。

[判旨]

請求棄却。

「作品等に思想又は感情が創作的に表現されている 場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして 同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しく はアイディアなど表現それ自体ではないもの又は表現 上の創作性がないものは、著作物に該当せず、同法に よる保護の対象とはならないと解される。

また、アイディアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られる場合、そのような限られた方法に同法上の保護を与えるとアイディアの独占を招くこととなるから、この点については創作性が認められず、同法上の保護の対象とはならないと解される。」と判示した上で、原告作品の基本的な特徴について「①公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること、②金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであること」を挙げて、①はアイディアであり表現それ自体ではないとし、②はアイディアを実現するための方法の選択肢が限られるとして、これらの特徴について著作物性は認められないとした。

他方,「公衆電話ボックス様の造作物の色・形状, 内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具



原告作品(左)及び被告作品(右)(19)

体的な表現」については、「作者独自の思想又は感情が表現されているということができ、創作性を認めることができる」として著作物性を認めた。

「考察]

著作権法は、思想又は感情を創作的に表現したもの、すなわち具体的な表現を著作物として保護するものであって、アイデアそれ自体は著作物に該当せず、保護されない。そして、アイデアと表現が一致している場合やアイデアが凡庸に表現された場合には、著作物性は否定される(20)。もっとも、表現とアイデアは、必ずしも明確に区別できるものではなく、その区別が問題となることは多い。この点に関する先例としては、学問的思想に関する城の定義事件(21)、解剖の手順・手法に関する解剖実習テキスト事件(22)などがある。

本件は、アイデアに基づいて具体的に表現された著作物(電話ボックス金魚鉢)に著作物性を認めたが、同様のアイデアにより表現された著作物について、具体的な表現の相違から、翻案権侵害を否定したものである。コンセプチュアル・アート⁽²³⁾の著作物性について判断された初めての裁判例と思われ、事例判決として重要な意義を有する。

第3 著作者の認定などが争いとなった事案

1 概略

著作者は、著作物を創作する者であり(2条1項2号),著作者人格権(18ないし20条)及び著作権(21ないし28条)を享有する(17条1項)。著作者の認定においては、特に複数の人間が創作に関与する場合が問題となる。

映画の著作物については、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者であるとされている(16条本文)。また、映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属するとされる(29条1項)。この点にかかる本年度の裁判例としては、「ゆずの里」事件控訴審判決(24)、ブライダルビデオ事件控訴審判決(26)がある。いずれも事例判決として注目さ

れる。

共同著作物とは、二人以上の者が共同して創作した 著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に 利用することができないものをいう(2条1項12号)。 この点にかかる本年度の裁判例としては、「なびシ リーズ」事件⁽²⁷⁾があり、原告被告の双方が開発行程 に関与したプログラムについて、共同著作物に該当し ないと判示した。

また、ジル・スチュアート事件⁽²⁸⁾では、職務著作の準拠法を米国法とした上で、米国著作権法による職務著作の認定がなされた。事例判決として注目される。

第4 複製ないし翻案該当性が争いとなった事案 1 概略

複製 (2条1項15号) について、ワン・レイニー・ ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決⁽²⁹⁾は「既 存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させる に足りるものを再製すること」であると判示した。ま た、翻案(27条)について、江差追分事件最高裁判 決(30)は「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上 の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に 修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を 創作的に表現することにより、これに接する者が既存 の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得すること のできる別の著作物を創作する行為」をいうが,「既 存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感 情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ 自体でない部分又は表現上の創作性がない部分におい て、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合に は、翻案には当たらない」と判示した。この点に関す る本年度の裁判例としては、模試解説動画事件(⑤), 同控訴審判決があり、国語の模擬試験問題及びその解 説とインターネット上の動画解説との間の翻案該当性 が問題となった。

以下では、スピードラーニング DVD 事件(®), 同事件控訴審判決(⑨), 眠り猫イラスト事件(⑩) 及び金魚電話ボックス事件(⑦)を紹介する。

2 判例紹介

⑧ 東京地判平成 31 年 2 月 28 日【スピードラー ニング DVD 事件】

(平成 29 年 (ワ) 第 16958 号) [第 46 部]

⑨ 知財高判令和元年 10 月 10 日【スピードラーニング DVD 事件控訴審判決】

(平成31年(ネ)第10028号)[第2部]

[事案の概要]

英会話教材を製造販売する原告は、販促用のDVD (原告DVD)を作成し、顧客に配布していたところ、被告が制作し顧客に配布した販促用DVD(被告DVD)について、主位的には、映画の著作物又は編集著作物である原告DVDに関する複製権及び翻案権並びに同一性保持権侵害を、予備的には、言語の著作物である原告DVDのスクリプト部分(音声で流れる言語の部分)に関する複製権、翻案権及び譲渡権並びに同一性保持権侵害を主張して損害賠償を求めた。

[判旨]

(1) ⑧事件

一部認容。

ア 映画の著作物について

複製又は翻案について江差追分事件最高裁判決の判旨を挙げた上で、原告 DVD と被告 DVD の内容を詳細に比較検討し、被告 DVD の一部の項目について原告 DVD の表現上の本質的特徴を直接感得することができると認定し、被告 DVD は上記複数の項目について原告 DVD を翻案したものと判示した。また、同一性保持権侵害も認めた。

イ 編集著作物について

原告 DVD の構成の選択と配列は一般的なものであり、創作性は認められないとした。

ウ 言語の著作物について

原告 DVD と被告 DVD に共通するスクリプトは 事実を述べるものか、英会話教材の宣伝、紹介用の 動画においてありふれたものといえるとして、創作 性を否定した。

(2) ⑨事件

控訴棄却。

原告 DVD と被告 DVD に共通する表現がありふれたものであるとの控訴人の主張に対し、「項目イ、ウ及びオにおける原告 DVD と被告 DVD は、前記(ア)で判示したとおり、控訴人の上記主張に係る表現方法に比べてより具体的な表現方法において共通しており、前記(イ)のとおり、同表現方法に創作性が認められるのであって、控訴人が主張する上

記の抽象的な表現方法に創作性が認められると判断 するものではない。」と述べてこれを排斥した。

[考察]

本件は、映画の著作物について江差追分事件最高裁判決の判断基準に基づき、原告 DVD と被告 DVD の内容を詳細に比較検討して翻案該当性を認めたものであり、事例判決として注目される。

⑩ 大阪地判平成31年4月18日【眠り猫イラスト事件】

(平成 28 年 (ネ) 第 8552 号) [第 21 部] [事案の概要]

原告は、原告イラストを作成し、通販サイトにおいて原告イラストを付した「眠り猫」という T シャツを販売していたところ、被告イラスト 1~18を付した T シャツ等を製造販売している被告に対し、著作権(複製権又は翻案権、公衆送信権)侵害、著作者人格権(同一性保持権及び氏名表示権)侵害を理由に差止及び損害賠償等を求めた。なお、被告イラスト 2 は同1を白黒反転させたものであり、同3は同1を左右反転させたものであり、同4は同3を白黒反転させたものである。そして、被告イラスト5~8、同9~12、同13~16、同17~20についても同様の関係にある。

[判旨]

一部認容(被告イラスト1~16 について)。

被告イラスト1~4について、原告イラストとの共通点につき「丸まって眠っている猫を上方から円形状にほぼ収まるように描くとともに、片前足と片後ろ足と尻尾をほぼ同じ位置でまとめて描きつつ、耳や片後ろ足を若干円形状から突出して描いている点で共通している。これらの共通点は、前記1で認定した原告イラストの創作性が認められる表現上の特徴部分そのものであり、上記各被告イラストの表現上の特徴は、原告イラストのそれと共通しているといえる。」とした上で、相違点である猫の胴体部分に波様の紋様が描かれている点については、表現上の本質的特徴といえるものではないとし、原告イラストを有形的に再製したものと認めた。

被告イラスト5~8については、被告イラスト1~ 4と同様の共通点が認められるとした上で、相違点は



本質的なものではないとして、同1~4と同様に原告 イラストを有形的に再製したものと認めた。

被告イラスト9~12については、やはり被告イラスト1~4と同様の共通点が認められるとした上で、猫の前足が2本とも描かれているなどの相違点を指摘しつつ、「丸まって眠っている猫を上方から描き、猫を描いた部分と抽象的紋様の部分が連続的、一体的に構成され、全体として略円形状のマークのように見えるという原告イラストの基本的な特徴は維持されており、上記相違点によって、原告イラストの表現上の本質的な特徴を感得できなくなるものとは認められない」として、原告イラストの表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、一部を変更したものと認めた。

被告イラスト $13 \sim 16$ については、被告イラスト $5 \sim 8$ と同様の判断が妥当するとして、原告イラストを有形的に再製したものと認めた。

これに対し、被告イラスト17~20については、「そもそも丸まって眠っている猫を描いたものではなく、前記1で認定した原告イラストの表現上の特徴との共通点がみられない」として、原告イラストを有形的に再製したものとはいえず、またその表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているとも認められないとした。

「考察]

本件は、原告イラストと少しずつ異なる被告イラスト5点(白黒及び左右を反転したものを除く)について、複製又は翻案に該当するかを個別具体的に検討し、4点について複製又は翻案該当性を認め、1点について複製又は翻案該当性を否定した。類似するイラストの中でどの程度の類似性があれば複製権又は翻案権侵害になるかを検討するために好適な事例判決として注目される。

⑦ 奈良地判令和元年7月11日【金魚電話ボック ス事件】

(平成 30 年 (ワ) 第 466 号) [民事部] [事案の概要]

前述のとおり。

[判旨]

「既存の著作物に依拠して作成, 創作された著作物が, 思想, 感情若しくはアイディア, 事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には, 著作物の複製には当たらないものと解される」とした上で, 原告の主張する原告作品と被

告作品の一致点((a)外観上ほぼ同一形状の公衆電話 ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がせている点. (b) 同造作水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話 機の受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用し ている点)は単なるアイディアにすぎないとした。さ らに、具体的表現内容についてみると「原告作品と被 告作品は、①造作物内部に二段の棚板が設置され、そ の上段に公衆電話機が設置されている点。②同受話器 が水中に浮かんでいる点は共通している」とした上 で、①は我が国の一般的な公衆電話ボックスの構成に 照らすと原告のアイディアに必然的に生じる表現で あって、②は共通しているといえるものの、②のみで は「被告作品から原告作品を直接感得することはでき ないから、原告作品と被告作品との同一性を認めるこ とはできない」として、被告作品による著作権侵害を 否定した。

[考察]

本件は、江差追分事件最高裁判決の規範の一部と同様の判示をおこなった上で、原告作品と被告作品の同一性を有する部分が表現にあたるか、あるいは表現上の創作性が認められるかについて判断したものである。本件は、芸術作品についてアイデアと表現の区別が問題とされ複製・翻案該当性が判断された事案であり、事例判決として重要な意義を有する。

第5 公衆送信権侵害が問題となった事案

1 概略

公衆送信権とは、公衆送信(公衆への送信全体⁽³¹⁾)を行う権利であり、その中には送信可能化権も含む(23条1項)。公衆送信には「有線・無線を問わず、公衆からの求めに応じ自動的に行う送信を『自動公衆送信』、公衆に同一の内容の送信が同時に受信されることを目的とした無線通信の送信を『放送』、公衆に同一の内容の送信が同時に受信されることを目的とした有線電気通信の送信を『有線放送』」⁽³²⁾のすべてが含まれる。

「はるか夢の址」刑事事件(⑪)では、被告人らは 共謀の上著作物の無断アップロードをし、その URL を海賊版サイトに掲載した行為の全体について、著作 権(公衆送信権)侵害で起訴され、全員に実刑判決が 下された。また、「はるか夢の址」損害賠償請求事件⁽³³⁾ は、「はるか夢の址」刑事事件(⑪)の被告人らに対 して損害賠償を請求した民事事件である。

「はるか夢の址」刑事事件と同様にアップロード行為と URL 掲載行為の全体について公衆送信権侵害が問題となった事例としては、たぬピク事件(34)がある。たぬピク事件では、画像の URL を掲示板に投稿した者が画像をアップロードした者と同一人物であると認定した上で、同人の行った画像のアップロード行為とURL の投稿行為を全体として公衆送信権侵害と認定した。

以下では,「**はるか夢の址」刑事事件**(⑪)を紹介する。

2 判例紹介

① 大阪地判平成31年1月17日【「はるか夢の址」 刑事事件】

(平成 29 年(わ)第 4356 号)[第 14 刑事部] [事案の概要]

被告人らは、日本最大級のリーチサイト(海賊版サイトの一種)「はるか夢の址(あと)」の管理・運営を行っていた主犯格の3名であり、共謀の上著作権者に無断で著作物をサイバーロッカーにアップロードし、そのURLを「はるか夢の址」のウェブサイトに掲載した行為の全体についての著作権(公衆送信権)侵害等で起訴された。

[判旨]

〔主文〕

被告人 A を懲役 3 年 6 月に、被告人 B を懲役 3 年 に、被告人 C を懲役 2 年 4 月に処する。

〔罪となるべき事実〕

「第1 被告人3名は、『D』の名称で、インターネットサイト『E』を運営・管理していたものであるが、別表(省略)記載のとおり、Fら15名と共謀の上、法定の除外事由がなく、かつ、著作権者の許諾を受けないで、別表番号5ないし9においては被告人Cが、その余においてはG以外の前記Fら14名が、平成28年3月2日から平成29年7月18日までの間、48回にわたり、埼玉県草加市内前記F方等15か所において、同所に設置されたパーソナルコンピュータを使用してインターネットを介し、H等44名が著作権を有する著作物である漫画『I第J巻』等68点の各書籍データを、インターネットに接続された自動公衆送信装置であるサーバコンピュータの記録媒体に記

録・蔵置した上、平成28年3月2日から平成29年7月18日までの間、48回にわたり、前記F方等15か所において、前記パーソナルコンピュータを使用してインターネットを介し、前記各書籍データを記録・蔵置した場所を示すURLを、『K』等2事業者が管理する前記『E』のサーバコンピュータ内の記録媒体に記録・蔵置し、インターネットを利用する不特定多数の者に前記著作物68点の各書籍データを自動公衆送信可能な状態にし、もってそれぞれ前記著作権者の著作権を侵害した。」(下線は報告者)

[考察]

リーチサイトとは、漫画や週刊誌などのデータの蔵置先たるサーバ(サイバーロッカー)の URL を多数掲載するサイトであり、いわゆる海賊版サイトの一種である。

本件の罪となるべき事実第1を見ると、あたかも URLをサーバ上に記録・蔵置したことが公衆送信権 侵害にあたると判示したかのように見える。しかし、罪となるべき事実第1は、(a) 書籍データをサイバーロッカーに記録・蔵置した上で、(b) サイバーロッカーの URLをサーバ上に記録・蔵置した、という行為の全体について、書籍データを自動公衆送信可能な状態にしたと評価しているのであって、(b) のみが公衆送信権侵害にあたると認定したわけではない。サイバーロッカーの URL は通常十分な長さを持つランダムな文字列で構成されており、その URL が知らされない限り第三者がこれにアクセスすることは事実上できないようになっている。本判決は、そのような事情を考慮して、公衆送信権侵害を構成する(一連の)行為の中に(b) を含めたものと考えられる。

なお、被告人らには全員に実刑判決が下されている。A については前科前歴がないことが判示されているが、それにもかかわらず執行猶予がつかなかったのであり、本件の社会的影響の大きさを示すものといえよう。

第6 損害額が争いとなった事案

1 概略

著作権法は、損害額の推定規定(114条)を置き、 損害額の立証の負担を軽減している。もっとも、実際 の紛争において損害額が争われることは多い。

損害額の算定が問題となった本年度の裁判例として

は、音楽雑貨専門店ウェブサイト写真盗用事件、SUQSUQ事件控訴審判決⁽³⁵⁾、「はるか夢の址」損害 賠償請求事件がある。音楽雑貨専門店ウェブサイト写真盗用事件では、原告の写真がレンタルや販売を目的 として撮影されたものではないことを理由に、画像素材のレンタルや販売を業とするストックフォトサービス(アマナイメージズ)の価格表による算定を否定した。SUQSUQ事件控訴審判決では、カラオケ店における楽曲の演奏、歌唱ないし使用行為について、一日当たりの平均使用曲数、営業日数等を詳細に認定して損害額を算定した。「はるか夢の址」損害賠償請求事件では、海賊版サイトへの違法アップロード行為と相当因果関係に立つ損害額を約1億6500万円と認定した。いずれも事例判決として注目される。

以上

(注)

- (1) 同様に「著作権」というキーワードで、平成 25 年~平成 30 年までの各 1 年間における裁判例を検索すると、平成 25 年が 72 件、平成 26 年が 59 件、平成 27 年が 80 件、平成 28 年が 97 件、平成 29 年が 52 件、平成 30 年が 60 件となる。
- (2) 加戸守行『著作権法逐条講義六訂新版』(著作権情報センター,2013年)22頁。
- (3) 東京地判令和元年 9 月 18 日 (平成 30 年 (ワ) 第 14843 号)。 紙面の都合上、説明は省略する。
- (4)加戸・前掲注(2)126頁。
- (5) 東京地判平成 15 年 1 月 31 日 (平成 13 年 (ワ) 第 17306 号)。
- (6) 最一小判平成 12 年 9 月 7 日 (平成 10 年 (受) 第 332 号) 民集 54 巻 7 号 2481 頁。
- (7)2条1項1号。
- (8) 知財高判平成 27 年 4 月 14 日 (平成 26 年 (ネ) 第 10063 号)。
- (9) 対比表中に記載されている手書きの文字及び線は、裁判所ウェブサイトに掲載された対比表に元々記載されていたものである。
- (10)大家重夫「タイプフェイスの著作物性――印刷用書体ゴナ U事件(平成12年度重要判例解説)」(有斐閣, 2001年) 278頁。
- (11) 知財高判平成 24 年 1 月 25 日(平成 21 年(木)第 10024 号)判例時報 2163 号 88 頁。
- (12) 知財高判令和元年 11 月 25 日 (令和元年 (ネ) 第 10043 号)。
- (13) https://item.rakuten.co.jp/cuore/bb63ag054-91/
- (14) 上野達弘「応用美術の著作権保護 ―『段階理論』を超えて―」パテント Vol. 67 No. 4 (別冊 No.11) (2014年) 114 頁。 (15) 知財高判平成 26 年 8 月 28 日 (平成 25 年 (ネ) 第 10068 号)。
- (16) 知財高判平成 28 年 11 月 30 日 (平成 28 年 (ネ) 第 10018 号)。
- (17) 知財高判平成 28 年 12 月 21 日 (平成 28 年 (ネ) 第 10054 号)。
- (18) 例えばここに挙げた 4 件の裁判例のうち、著作物性を肯定 したのは TRIPP TRAPP 事件控訴審判決のみである。

- (19) http://narapress.jp/message/
- (21) 東京地判平成6年4月25日(平成4年(ワ)第17510号)。
- (22) 東京高判平成 13 年 9 月 27 日 (平成 13 年 (ネ) 第 542 号)。 なお,裁判所ウェブサイトにおいて,詳細な対比表が掲載されている。
- (23)「芸術作品とは、芸術家がつくった物質的な物にではなく、概念そのもののうちにあるとする考え方」をいう(ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)。マルセル・デュシャン「泉」などが好例である。
- (24) 大阪高判平成 31 年 3 月 14 日 (平成 30 年 (ネ) 第 1709 号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (25) 大阪地判平成 31 年 3 月 25 日 (平成 30 年 (ワ) 第 2082 号)。紙面の都合上、説明は省略する。
- (26) 大阪高判令和元年11月7日(令和元年(ネ)第1187号)。 紙面の都合上,説明は省略する。
- (27) 東京地判平成 31 年 2 月 15 日 (平成 29 年 (ワ) 第 10909

号等)。紙面の都合上、説明は省略する。

- (28) 東京地判平成 31 年 2 月 8 日 (平成 28 年 (ワ) 第 26612 号 等)。紙面の都合上,説明は省略する。
- (29) 最一小判昭和53年9月7日 (昭和50年 (オ) 第324号) 民集32巻6号1145頁。旧著作権法下の事件である。
- (30) 最一小判平成 13 年 6 月 28 日(平成 11 年(受)第 922 号) 民集 55 巻 4 号 837 頁。
- (31)加戸·前掲注(2)190頁。
- (32) 加戸·前掲注(2)190頁。
- (33) 大阪地判令和元年 11 月 18 日 (令和元年 (ワ) 第 6020 号)。 紙面の都合上、説明は省略する。
- (34) 東京地判平成 31 年 2 月 28 日(平成 30 年(ワ)第 19731 号)。紙面の都合上,説明は省略する。
- (35) 知財高判令和元年 9 月 18 日 (平成 31 (ネ) 10035 等)。紙 面の都合上,説明は省略する。

(原稿受領 2020.3.9)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、 イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。 一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。 (送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室

e-mail:panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: (03)3519-2361(直) FAX: (03)3519-2706

